

# 医科点数表の解釈 令和6年6月版

## Web追補 No.11 (令和7年5月号)

令和7年5月15日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
    - 令和7年4月30日 厚生労働省告示第153号 (令和7年5月1日適用)
    - 令和7年4月30日 厚生労働省告示第154号 (令和7年5月1日適用)
    - 令和7年4月30日 保医発0430第1号
  - Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](#)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
  - 以下の告示・通知・事務連絡が発出されています。『[診療報酬関連情報データベース](#)』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。
    - ・「疑義解釈資料の送付について (その23)」(令和7年4月9日医療課事務連絡)
    - ・「疑義解釈資料の送付について (その24)」(令和7年4月25日医療課事務連絡)
- 【『医科点数表の解釈 (令和6年6月版)』ウェブコンテンツ】  
(https://ika.shaho.co.jp/r06\_ika\_kaishaku/)
- ◆ 施設基準 (基本・特掲) 等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
448 469 471 474 476	右	◆	以下に掲げる「別表第九」の対象注射薬に「レブリキズマブ製剤」を加え、最終改正を「(最終改正; 令 7. 4. 30 厚生労働省告示第153号)」に改める。 ・ C101の「(在宅自己注射指導管理料の対象注射薬「注1」)」 ・ C151の「(注入器加算の対象注射薬「注」)」 ・ C152の「(間歇注入シリンジポンプ加算の対象注射薬「注」)」 ・ C152-2の「(持続血糖測定器加算の対象注射薬「注1」)」 ・ C153の「(注入器用注射針加算の対象注射薬「注」)」	
483	右	◆	C200薬剤の「(投与の対象となる注射薬)」の(1)中、「【厚生労働大臣の定める注射薬】」に「レブリキズマブ製剤」を加え、改正履歴に「(令 7. 4. 30 保医発 0430 1)」を加える。	
1180	一	上から5行目	(最終改正; 令和7年3月18日 厚生労働省告示第60号) [黄色網かけはWeb追補No. 10等にて改正済み]	(最終改正; 令和7年4月30日 厚生労働省告示第154号)
1184	左	上から28~29行目	, ノルアドレナリン製剤, ベドリズマブ製剤, ミリキズマブ製剤, 乾燥濃縮人プロテインC製剤, メコパラミン製剤, ベンラリズマブ製剤 (4週間を超える間隔で投与する場合を除く。), マルスタシマブ製剤及びロザノリキズマブ製剤 [黄色網かけはWeb追補No. 10等にて改正済み]	, ノルアドレナリン製剤, ベドリズマブ製剤, ミリキズマブ製剤, 乾燥濃縮人プロテインC製剤, メコパラミン製剤, ベンラリズマブ製剤 (4週間を超える間隔で投与する場合を除く。), マルスタシマブ製剤, ロザノリキズマブ製剤及びレブリキズマブ製剤
1537	一	上から8行目	(最終改正; 令和7年3月18日 厚生労働省告示第58号) [黄色網かけはWeb追補No. 10等にて改正済み]	(最終改正; 令和7年4月30日 厚生労働省告示第153号)
1574	左	◆	「別表第九 在宅自己注射指導管理料, 間歇注入シリンジポンプ加算, 持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」に以下の薬剤を追加。 「レブリキズマブ製剤」	

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika\_kaishaku

https://x.com/ika\_kaishaku

X (旧Twitter) では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。